

障害者控除対象者の認定について

ご本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や住民税（市県民税）の所得控除を受けることができます。また、障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずる者として認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。湖西市では、ご本人またはご家族からの申請により、要介護認定を受けている65歳以上の方で、下記の内容に該当する方に対し、確定申告の際に必要な障害者控除対象者認定証を交付します。

※要介護認定を受けていても、下記の内容に該当しない場合は、控除対象者となりません。

○対象者

認定基準日において、次の要件を全て満たす方

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、各種手帳の交付を受けていない方
2. 65歳以上で、要介護認定を受けている方
3. 介護保険主治医意見書・認定調査票で、日常生活自立度の判定が一定基準（障害者控除対象者認定基準）である方

※3の対象の可否については、申請の受付後、要介護認定の際の情報をもとに審査させていただきます。

（参考）障害者控除対象者認定基準

障害者	知的障害者に準ずる	要介護2以上の方で 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方
	身体障害者に準ずる	要介護2以上の方で 障害高齢者の日常生活自立度A以上の方
特別障害者	知的障害者に準ずる	要介護4または5の方で 認知症高齢者の日常生活自立度ⅣまたはMの方
	身体障害者に準ずる	要介護4または5の方で 障害高齢者の日常生活自立度BまたはCの方

○認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日（基準日）時点での判定となるため、基準日が含まれる有効期間の要介護認定の情報をもとに認定します。**※申請書は基準日以降の受付となります。**

ただし、対象の方が年の途中で死亡された場合は、死亡日を基準日とします。

○申請方法

障害者控除対象者認定申請書を湖西市長寿介護課（湖西市健康福祉センター内）にご提出ください。審査のうえ、申請者の方へ結果を郵送いたします。

お問い合わせ
湖西市長寿介護課 介護保険係
TEL 053-576-1104